

災害救助法の一部改正に伴う救助実施市の指定について

仙台市まちづくり政策局

1 これまでの主な経過

- 平成 30 年 6 月 8 日 災害救助法の一部を改正する法律 成立
(公布：平成 30 年 6 月 15 日、施行：平成 31 年 4 月 1 日)
- 平成 30 年 12 月 28 日 災害救助法に基づく救助実施市に関する内閣府令 公布
(救助実施市の指定基準及び申請手法など規定)

2 改正災害救助法の概要

(1) 救助実施市の指定

内閣総理大臣は、申請に基づき、防災体制や財政状況等を勘案し、救助実施市を指定するものとする。また、指定に際しては、内閣総理大臣は予め都道府県知事の意見を聴くもの。

(2) 都道府県による調整

都道府県知事は、救助に必要な物資（食料や住宅資材等）の供給等が適正かつ円滑に行われるよう、救助実施市の長及び物資の生産等を業とする者その他の関係者との連絡調整を行うもの。

(3) 災害救助基金

救助実施市は、救助費用の財源に充てるため、都道府県と同様に災害救助基金を積み立てておかなければならない。

3 救助実施市の指定基準の概要

救助実施市としての指定を受けるために満たすべき基準は、次のとおり。

- (1) 申請市を包括する都道府県との連携体制を確保していること
- (2) 円滑かつ迅速に救助を行うための必要な体制が整備されていること
- (3) 円滑かつ迅速に救助を行うための必要な財政基盤を確保していること
- (4) 救助に関する関係機関及び日本赤十字社その他の関係団体との連携体制を確保していること

4 救助実施市の指定に係る経過等

(1) 主な経過

- ・救助実施市の指定に向けて、宮城県、日本赤十字社、関係団体等との協議・調整を実施
- ・平成 31 年度当初予算に災害救助基金造成のための予算として 710,000 千円を計上
- ・内閣総理大臣あて救助実施市の指定申請書提出（平成 31 年 2 月 26 日）

(2) 救助実施市指定希望日

平成 31 年 4 月 1 日

(3) 救助実施市指定効力発生希望日

平成 31 年 4 月 1 日